記者発表資料

令和８年１１月１６日
九州地方整備局

◎不正な行為を行った下記業者について、下記期間、九州地方整備局発注の一般競争入札の参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：　①五洋建設株式会社
　②株式会社大本組

　業者の住所：　①東京都文京区後楽2－2－8
　②岡山県岡山市北区内山下1－1－13

2. 指名停止措置期間：　令和8年11月16日～令和8年12月27日（6週間）

3. 指名停止措置の範囲：　九州地方整備局管内全域

4. 事実概要

本件は、五洋・大本特定建設工事共同企業体が受注した九州地方整備局発注の「令和6年度北九州空港滑走路延長用地造成工事」において、発注者と事前協議を行わないまま、排水工（地下水対策工、取付管工）および付帯施設工（照明施設工）にて、設計図書と異なる施工を行ったことにより発生した、過失による粗雑工事である。

5. 指名停止措置理由

当該業者たる上記2社が当局発注の「令和6年度北九州空港滑走路延長用地造成工事」において、過失による粗雑工事を行ったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「措置要領」と総称する。）の別表第1第2号の措置要件に該当する。
従って、本件については、指名停止6週間を適用する。

＜措置要領　別表第1＞

措置要件	期間
（過失による粗雑工事） 2　当該地方整備局の所属担当官と締結した請負契約に係る工事（以下この表において「地方整備局発注工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から 1ヶ月以上6ヶ月以内

＜問い合わせ先＞

国土交通省　九州地方整備局　福岡市博多区博多駅東2-10-7

（港湾空港関係）
総務部契約管理官　大崎　憲一（内線290）　経理調達課直通　：℡092－418－3345
港湾空港部技術審査官　大平　和芳（内線150）　工事安全推進室直通：℡092－418－3372
（港湾空港関係除く）
総務部契約課長　真次　慶一（内線2511）　契約課直通：℡092－476－3509